

令和4年9月6日

令和4年第3回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	14	令和3年度健全化判断比率報告の件	1
〃	15	令和3年度資金不足比率報告の件	1
〃	16	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	2
〃	17	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	2
〃	18	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第5号））の件	3
〃	19	令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件	7
〃	20	令和4事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件	14
議案	53	貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	15
〃	54	貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	15
〃	55	貝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	56	貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	57	（仮称）市道東貝塚駅前線外1線道路新設改良工事の工事請負契約を変更する契約を締結する件	19
〃	58	令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第6号）の件	20
〃	59	令和4年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	25
〃	60	令和4年度貝塚市病院事業会計補正予算（第1号）の件	28
認定	1	令和3年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件	29
〃	2	令和3年度貝塚市水道事業会計決算認定の件	29
〃	3	令和3年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件	30
〃	4	令和3年度貝塚市病院事業会計決算認定の件	30

報告第 14 号

令和 3 年度健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度決算に基づく貝塚市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.52)	— (17.52)	4.7 (25.0)	10.0 (350.0)

() の数値は、早期健全化基準

2. 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 15 号

令和 3 年度資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度決算に基づく貝塚市の公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 公営企業資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

() の数値は、経営健全化基準

2. 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 18 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第5号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,797,418千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月17日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,720,108	251,824	7,971,932
	1. 国庫負担金	6,067,729	146,200	6,213,929
	2. 国庫補助金	1,626,532	105,624	1,732,156
歳入	合計	37,545,594	251,824	37,797,418

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛生費		3,732,897	251,824	3,984,721
	1. 保健衛生費	1,181,850	251,824	1,433,674
歳	出	合	計	
		37,545,594	251,824	37,797,418

報告第 19 号

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件

令和 3 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の決算を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

理事長 西 川 修 助 殿

令和 4 年 5 月 30 日

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

監事 井 上 菊 信

監事 西 納 功

監査報告書

私たちは、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書（以下、計算書類等という）について監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類等は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支決算

収入決算額合計	215,106,028円
支出決算額合計	210,821,191円
当期収支差額合計	4,284,837円
前期繰越収支差額合計	103,052,500円
次期繰越収支差額合計	107,337,337円

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支計算書（総括表）
（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計	備 考
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
①事業収入						
自主事業収入	8,100,353	0	0	0	8,100,353	入場料
使用料収入	18,288,269	0	0	2,201,800	20,490,069	ホール等利用料
友の会会費収入	315,000	0	0	0	315,000	
制作協力関連収入	995,500	0	0	0	995,500	
受託事業収入	0	2,517,847	0	0	2,517,847	
施設管理受託事業収入	0	0	179,650,832	0	179,650,832	
事業収入計	27,699,122	2,517,847	179,650,832	2,201,800	212,069,601	
②雑収入						
雑収入	3,036,427	0	0	0	3,036,427	各種手数料
雑収入計	3,036,427	0	0	0	3,036,427	
事業活動収入合計	30,735,549	2,517,847	179,650,832	2,201,800	215,106,028	
2. 事業活動支出						
①事業費支出						
給料手当支出	0	0	24,124,096	0	24,124,096	
臨時雇賃金支出	1,107,200	0	155,000	0	1,262,200	アルバイト賃金
報酬支出	6,255,628	0	27,720,558	0	33,976,186	嘱託報酬
退職金支出	0	0	232,518	0	232,518	
福利厚生費支出	53,378	0	9,500,283	0	9,553,661	社会保険料等
旅費交通費支出	60,370	0	13,530	0	73,900	出演者旅費等
通信運搬費支出	219,495	14,355	603,713	0	837,563	郵便料等
備品購入費支出	0	0	998,918	0	998,918	
消耗品費支出	118,483	44,283	981,388	0	1,144,154	
修繕費支出	0	0	7,999,459	0	7,999,459	舞台関係修繕料等
印刷製本費支出	1,444,239	305,985	0	0	1,750,224	ポスター・機関誌等
燃料費支出	0	0	21,710	0	21,710	ガソリン等
光熱水料費支出	0	0	31,458,456	0	31,458,456	電気・ガス料金等
租税公課支出	928,306	600	△ 67,600	0	861,306	印紙代・消費税等
負担金支出	0	0	5,400	0	5,400	事業負担金等
委託費支出	11,159,711	971,210	72,836,865	0	84,967,786	事業委託料等
会議費支出	132,392	7,344	0	0	139,736	出演者・来客賄等
使用料支出	2,208,300	1,008,410	5,243,616	0	8,460,326	会館使用料等
手数料支出	361,240	60,060	34,760	0	456,060	制作手数料等
著作権料支出	59,327	0	0	0	59,327	著作権使用料
広告宣伝費支出	698,775	105,600	0	0	804,375	
雑支出	23,330	0	0	0	23,330	
事業費支出計	24,830,174	2,517,847	181,862,670	0	209,210,691	

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計	備 考
②管理費支出						
会議費支出	0	0	0	4,362	4,362	
通信運搬費支出	0	0	0	3,470	3,470	
消耗品費支出	0	0	0	20,790	20,790	
保険料支出	0	0	0	377,850	377,850	
租税公課支出	0	0	0	198,400	198,400	消費税等
負担金支出	0	0	0	28,000	28,000	
手数料支出	0	0	0	3,733	3,733	
報償金支出	0	0	0	239,000	239,000	役員費用弁償
管理費支出計	0	0	0	875,605	875,605	
3. その他の事業活動支出						
①法人税、住民税及び事業税	734,895	0	0	0	734,895	
その他の事業活動支出計	734,895	0	0	0	734,895	
事業活動支出合計	25,565,069	2,517,847	181,862,670	875,605	210,821,191	
事業活動収支差額	5,170,480	0	△ 2,211,838	1,326,195	4,284,837	
当期収支差額	5,170,480	0	△ 2,211,838	1,326,195	4,284,837	
前期繰越収支差額	35,875,297	0	△ 10,402,327	77,579,530	103,052,500	
次期繰越収支差額	41,045,777	0	△ 12,614,165	78,905,725	107,337,337	

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団正味財産増減計算書（総括表）
（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益					
自主事業収益	8,100,353	0	0	0	8,100,353
使用料収益	18,288,269	0	0	2,201,800	20,490,069
友の会会費収益	315,000	0	0	0	315,000
制作協力関連収益	995,500	0	0	0	995,500
受託事業収益	0	2,517,847	0	0	2,517,847
施設管理受託事業収益	0	0	179,650,832	0	179,650,832
事業収益計	27,699,122	2,517,847	179,650,832	2,201,800	212,069,601
② 雑収益					
雑収益	3,036,427	0	0	0	3,036,427
雑収益計	3,036,427	0	0	0	3,036,427
経常収益計	30,735,549	2,517,847	179,650,832	2,201,800	215,106,028
(2) 経常費用					
① 事業費					
期首たな卸高	55,004	0	0	0	55,004
期末たな卸高（△）	△ 40,724	0	0	0	△ 40,724
給料手当	0	0	24,124,096	0	24,124,096
臨時雇賃金	1,107,200	0	155,000	0	1,262,200
報酬	6,255,628	0	27,720,558	0	33,976,186
退職金	0	0	232,518	0	232,518
福利厚生費	53,378	0	9,500,283	0	9,553,661
旅費交通費	60,370	0	13,530	0	73,900
通信運搬費	219,495	14,355	603,713	0	837,563
備品購入費	0	0	998,918	0	998,918
消耗品費	118,483	44,283	981,388	0	1,144,154
修繕費	0	0	7,999,459	0	7,999,459
印刷製本費	1,444,239	305,985	0	0	1,750,224
燃料費	0	0	21,710	0	21,710
光熱水料費	0	0	31,458,456	0	31,458,456
租税公課	928,306	600	△ 67,600	0	861,306
支払負担金	0	0	5,400	0	5,400
委託費	11,159,711	971,210	72,836,865	0	84,967,786
会議費	132,392	7,344	0	0	139,736
使用料及び賃借料	2,208,300	1,008,410	5,243,616	0	8,460,326
手数料	361,240	60,060	34,760	0	456,060
著作権料	59,327	0	0	0	59,327
広告宣伝費	698,775	105,600	0	0	804,375
雑費	23,330	0	0	0	23,330
事業費計	24,844,454	2,517,847	181,862,670	0	209,224,971

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
②管理費					
会議費	0	0	0	4,362	4,362
通信運搬費	0	0	0	3,470	3,470
消耗品費	0	0	0	20,790	20,790
保険料	0	0	0	377,850	377,850
租税公課	0	0	0	208,400	208,400
支払負担金	0	0	0	28,000	28,000
手数料	0	0	0	3,733	3,733
報償金	0	0	0	239,000	239,000
管理費計	0	0	0	885,605	885,605
經常費用計	24,844,454	2,517,847	181,862,670	885,605	210,110,576
当期經常増減額	5,891,095	0	△ 2,211,838	1,316,195	4,995,452
2. 經常外増減の部					
(1) 經常外収益					
退職給付引当金取崩	0	0	0	232,519	232,519
經常外収益計	0	0	0	232,519	232,519
(2) 經常外費用					
退職給付引当金繰入	0	0	0	1,733,418	1,733,418
經常外費用計	0	0	0	1,733,418	1,733,418
当期經常外増減額	0	0	0	△ 1,500,899	△ 1,500,899
税引前当期一般正味財産増減額	5,891,095	0	△ 2,211,838	△ 184,704	3,494,553
法人税、住民税及び事業税等	734,895	0	0	0	734,895
当期一般正味財産増減額	5,156,200	0	△ 2,211,838	△ 184,704	2,759,658
一般正味財産期首残高	45,930,301	0	△ 20,402,327	101,625,645	127,153,619
一般正味財産期末残高	51,086,501	0	△ 22,614,165	101,440,941	129,913,277
II 正味財産期末残高	51,086,501	0	△ 22,614,165	101,440,941	129,913,277

令和3事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団貸借対照表（総括表）
（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	48,373,053	964,389	4,623,659	78,753,283	0	132,714,384
売掛金	34,500	0	0	0	0	34,500
未収金	219,493	0	0	180,000	0	399,493
たな卸資産	40,724	0	0	0	0	40,724
事業短期貸付金	1,189,702	0	0	232,518	△ 1,422,220	0
流動資産合計	49,857,472	964,389	4,623,659	79,165,801	△ 1,422,220	133,189,101
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
基本財産積立預金	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) その他固定資産						
電話加入権	0	0	0	749,840	0	749,840
事業長期貸付金	10,000,000	0	0	0	△ 10,000,000	0
その他固定資産合計	10,000,000	0	0	749,840	△ 10,000,000	749,840
固定資産合計	10,000,000	0	0	50,749,840	△ 10,000,000	50,749,840
資産合計	59,857,472	964,389	4,623,659	129,915,641	△ 11,422,220	183,938,941
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	286,452	79,753	16,984,506	2,376	0	17,353,087
未払法人税等	734,800	0	0	0	0	734,800
未払消費税等	903,000	0	△ 134,200	197,200	0	966,000
前受金	4,780,029	0	0	60,500	0	4,840,529
預り金	1,916,624	0	0	0	0	1,916,624
事業短期借入金	150,066	884,636	387,518	0	△ 1,422,220	0
流動負債合計	8,770,971	964,389	17,237,824	260,076	△ 1,422,220	25,811,040
2. 固定負債						
事業長期借入金	0	0	10,000,000	0	△ 10,000,000	0
退職給付引当金	0	0	0	28,214,624	0	28,214,624
固定負債合計	0	0	10,000,000	28,214,624	△ 10,000,000	28,214,624
負債合計	8,770,971	964,389	27,237,824	28,474,700	△ 11,422,220	54,025,664
III 正味財産の部						
1. 一般正味財産	51,086,501	0	△ 22,614,165	101,440,941	0	129,913,277
正味財産合計	51,086,501	0	△ 22,614,165	101,440,941	0	129,913,277
負債及び正味財産合計	59,857,472	964,389	4,623,659	129,915,641	△ 11,422,220	183,938,941

報告第 20 号

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業の計画変更を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）

令和 4 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

- 1 前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額に、それぞれ 4,285 千円を追加し、当期収支差額 0 円、前期繰越収支差額 107,337 千円並びに次期繰越収支差額 107,337 千円とする。
- 2 収入支出予算の補正にかかる科目ごとの金額及び補正後の収入支出予算の金額は、次による。

（単位：千円）

大 科 目	予 算 額	補 正 予 算 額	計
当 期 収 入 合 計	234,718	0	234,718
当 期 支 出 合 計	234,718	0	234,718
当 期 収 支 差 額	0	0	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	103,052	4,285	107,337
次 期 繰 越 収 支 差 額	103,052	4,285	107,337

議案第 53 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例

貝塚市職員定数条例（昭和24年貝塚市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「319 人」を「326 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する

。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、 2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を

育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条の見出し中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(規則で定める場合にあっては、64日間)とする。

第10条中「、育児休業」の次に「(次に掲げる育児休業を除く。)」を加え、「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である場合を除く。)」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
- (2) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

第12条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第12条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 55 号

貝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。
令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
貝塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年貝塚市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 8 号中「附則第 5 条第 1 項」を「附則第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。
令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(19) 緩和ケア内科

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

(仮称) 市道東貝塚駅前線外 1 線道路新設改良工事の工事請負契約を変更する契約を締結する
件

令和 3 年 6 月 28 日に議決を得て契約した (仮称) 市道東貝塚駅前線外 1 線道路新設改良工事の工
事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 変更契約の内容 | 契約金額 |
| | | 変更前 188,276,000円 |
| | | 変更後 180,878,500円 |
| 2 | 契約の相手 | 堺市中区深井沢町3252番地 |
| | | 国誉・光成特定建設工事共同企業体 |
| | | 代表者 国誉建設株式会社 |
| | | 代表取締役 内村 安博 |

議案第 58 号

令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件

令和 4 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 3 0, 9 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 7 2 8, 3 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,648,600	106,140	5,754,740
	1. 地方交付税	5,648,600	106,140	5,754,740
14. 国庫支出金		7,971,932	636,638	8,608,570
	2. 国庫補助金	1,732,156	636,638	2,368,794
15. 府支出金		2,931,026	15,000	2,946,026
	2. 府補助金	547,910	15,000	562,910
17. 寄附金		707,430	598	708,028
	1. 寄附金	707,430	598	708,028
18. 繰入金		2,274,535	2,500	2,277,035
	1. 基金繰入金	2,269,747	2,500	2,272,247
19. 繰越金		100	156,178	156,278
	1. 繰越金	100	156,178	156,278
20. 諸収入		555,456	1,000	556,456
	5. 雑入	218,774	1,000	219,774
21. 市債		3,314,630	12,900	3,327,530
	1. 市債	3,314,630	12,900	3,327,530
歳 入 合 計		37,797,418	930,954	38,728,372

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,241,243	275,241	5,516,484
	1. 総務管理費	4,470,853	269,741	4,740,594
	4. 選挙費	105,956	5,500	111,456
3. 民生費		17,688,630	143,790	17,832,420
	1. 社会福祉費	6,843,349	142,337	6,985,686
	2. 児童福祉費	7,646,924	1,453	7,648,377
4. 衛生費		3,984,721	49,854	4,034,575
	1. 保健衛生費	1,433,674	42,141	1,475,815
	3. 病院費	952,632	7,713	960,345
6. 農林水産業費		278,733	33,770	312,503
	1. 農業費	257,278	33,770	291,048
8. 土木費		2,868,141	55,168	2,923,309
	5. 都市計画費	1,483,654	55,168	1,538,822
9. 消防費		1,344,395	28,477	1,372,872
	1. 消防費	1,344,395	28,477	1,372,872
10. 教育費		3,159,300	265,654	3,424,954
	1. 教育総務費	414,609	3,641	418,250
	2. 小学校費	824,035	73,932	897,967
	3. 中学校費	883,911	24,066	907,977
	4. 幼稚園費	293,151	1,263	294,414
	5. 社会教育費	604,997	148,241	753,238
	6. 保健体育費	138,597	14,511	153,108
12. 諸支出金		4,860	79,000	83,860
	3. 財政調整基金	0	79,000	79,000
歳 出	合 計	37,797,418	930,954	38,728,372

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
子どもの生活・学習支援事業	令和4年度～令和6年度	5,192千円
保健・福祉合同庁舎空調設備改修工事設計委託事業	令和4年度～令和5年度	4,464千円
小学校屋内運動場空調設備用プロパンガス供給事業	令和4年度～令和5年度	4,092千円
中学校屋内運動場空調設備用プロパンガス供給事業	令和4年度～令和5年度	3,720千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後										
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考		
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他			
道路橋梁等新設改良事業	千円 454,100	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 その他	年以内 20	年以内 5	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 467,000	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左	同左	
起債合計	3,314,630									3,327,530										

議案第 59 号

令和 4 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 4 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 6 , 4 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 0 9 6 , 4 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,334,846	9,454	1,344,300
	1. 一般会計繰入金	1,261,858	9,454	1,271,312
8. 繰越金		2,650	217,039	219,689
	1. 繰越金	2,650	217,039	219,689
歳入合計		7,870,001	226,493	8,096,494

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		161,715	9,454	171,169
	3. 介護認定審査会費	102,447	9,454	111,901
4. 基金積立金		100	91,551	91,651
	1. 基金積立金	100	91,551	91,651
6. 諸支出金		2,650	125,488	128,138
	1. 償還金及び還付加算金	2,650	125,488	128,138
歳 出	合 計	7,870,001	226,493	8,096,494

議案第 60 号

令和 4 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 4 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（3）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
医療機械器具及び備品	307,505千円	7,683千円	315,188千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	790,758千円	7,683千円	798,441千円
第 3 項 他会計補助金	0千円	7,683千円	7,683千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,175,896千円	7,683千円	1,183,579千円
第 1 項 建設改良費	402,714千円	7,683千円	410,397千円

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
（3）建設改良費	402,714千円	7,683千円	410,397千円

第 5 条 予算第 8 条中「医療消耗備品購入」を「医療消耗備品等購入」に、「131千円」を「7,814千円」に改める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

貝塚市長 酒 井 了

認定第 1 号

令和3年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件

令和3年度貝塚市一般会計及び特別会計決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和3年度貝塚市歳入歳出決算書
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険事業特別会計
 - (3) 財産区特別会計
 - (4) 介護保険事業特別会計
 - (5) 後期高齢者医療事業特別会計
2. 令和3年度貝塚市歳入歳出決算に関する説明資料
 - (1) 主要施策の成果説明書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
 - (5) 基金運用状況調
3. 令和3年度貝塚市一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書 (別 冊)

認定第 2 号

令和3年度貝塚市水道事業会計決算認定の件

令和3年度貝塚市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和3年度貝塚市水道事業会計決算書
2. 令和3年度貝塚市水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和3年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 3 号

令和3年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件

令和3年度貝塚市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和3年度貝塚市下水道事業会計決算書
2. 令和3年度貝塚市下水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和3年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 4 号

令和3年度貝塚市病院事業会計決算認定の件

令和3年度貝塚市病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和3年度貝塚市病院事業会計決算書
2. 令和3年度貝塚市病院事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和3年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)